

## 令和5年第1回北海道議会定例会 少子・高齢社会対策特別委員会（前日）

開催年月日 令和5年（2023年）2月16日（木）  
質問者 民主・道民連合 淵上 綾子 委員  
答弁者 次長兼ケアラー支援担当局長 野澤 めぐみ  
高齢者保健福祉課長 高屋 正人

### ○淵上綾子委員

先ほど、北海道ケアラー支援推進計画について説明がありましたが、その中には、訪問支援について盛り込まれています。必要な支援の一つだと思いますが、社会的に問題が指摘されている団体の関係者が支援に入り、勧誘しないまでも、その団体の考え方を展開したら、どのようなことになるか、想像してみてください。家庭内という密室で、苦しい状況にあるケアラーが、そこに救いを求める可能性は、大いにあるでしょう。思想や信仰によって差別するべきではありませんが、社会的に問題が指摘されている団体の関係者が家庭内に入ることは非常に危険で、避けるべきだと思います。委託する事業者に対しては、そのような団体と関わりがないことを確認しているかとは思いますが、従事する職員にまで、確認が取れているわけではありません。委託する事業者が、職員のプライベートなことまで把握しているとは限りません。つまり、このままでは、社会的に問題が指摘されている団体に関わっている方が、訪問支援に入ることが可能です。

各種支援金などの申請では、誓約書を提出することも多いのですが、その中には、反社会的勢力や公序良俗に関することが記述されています。同様に、支援に入る方に、社会的に問題が指摘されている団体に関わっていないことを確認する内容を盛り込んだ誓約書に署名していただくようにしてはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

### ○高齢者保健福祉課長

ケアラー支援についてでございますが、道では、ケアラー支援の取組を進めるに当たり、民間団体等に事業を委託などする際は、本年1月に施行された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の趣旨に鑑み、本法律に定める禁止行為を行っていないことにも留意すべきである旨、この度の計画案に記載したところでございます。

また、事業主と従業員個人との間の誓約書等の作成は、相互の合意に基づくものであり、その内容の適法性や妥当性等については、雇用法制の観点から判断されるべきものと考えます。

このため、道といたしましては、事業主などに対し、従業員個人から誓約書を取るよう求めることは困難と考えますが、支援を要するケアラーの方々に不当な勧誘等を行うことがないよう、事業者への指導を徹底してまいります。

### ○淵上綾子委員

個人に対して誓約書の提出を求めるのは困難という答弁でした。ということは、社会的に問題が指摘されている団体の関係者が家庭内に入ってきて、ケアラーを洗脳することを防ぐことができないという認識でよろしいでしょうか。

### ○高齢者保健福祉課長

道の対応についてでございますが、道では、これまでも、民間団体等と契約手続きを進める上で、税の滞納がないことや暴力団関係事業者等に該当していないかなど、入札等の参加資格を有することを確認しており、契約締結後において、これらに違反する事実が認められた場合のほか、業務の処理が著しく不相当である場合などに、契約を解除し、賠償金を求めることができるなど、適正な契約の履行を確保するための措置を講じているところでございます。

道といたしましては、事業主が社会的信用を得ながら、正当に業務を遂行していく上で、従業員個人も法令遵守することは当然のことと考えており、不当な行為の防止へ向けて指導を徹底してまいります。

### ○淵上綾子委員

不当なことを防止するのは当然ということでしたけれども、実際のところ、これで防ぐことができるのか、できないのかについて、認識を伺います。

### ○高齢者保健福祉課長

対応についてでございますが、道といたしましては、事業主が社会的信用を得ながら、正当に業務を遂行していく上で、従業員個人も法令遵守することは当然のことと考えており、不当な行為の防止に向けて指導を徹底してまいります。

### ○淵上綾子委員

当然のことということは、おっしゃいますけれども、防げるのかどうかについて、再度認識を伺います。

### ○次長兼ケアラー支援担当局長

法の趣旨につきましては、それぞれの法人等において、所属する者を含めて遵守いただく必要があるものと承知しております。

なお、委員がご指摘いただいている事案につきましては、こちらは誓約書の有無に関わらず、一つの可能性という意味では、絶対にあり得ないと言い切ることは難しいと考えておりますが、まずは委託先等に対して、寄附の不当な勧誘の防止について指導を徹底するとともに、仮にそうした事案が生じた場合には、道としては、契約解除等の必要な措置を執ってまいりたいと考えております。

### ○淵上綾子委員

ただいまの答弁から、社会的に問題が指摘されている団体の関係者が訪問支援に入って、ケアラーを危険にさらす可能性があることが明らかになりました。

次に、洗脳やマインドコントロールにより、多額の寄附などにつながり、ケアラーをさらに苦しめるようになった場合、誰が責任を取るのか伺います。

### ○次長兼ケアラー支援担当局長

道といたしましては、そうした被害は絶対にあってはならないことだと考えており、そのために法の趣旨に鑑み、本法律に定める禁止行為を行っていないことにも留意すべきである旨を計画案にも盛り込ませていただいております。

まずは委託先等に対しまして、寄附の不当な勧誘の防止につきまして指導を徹底するとともに、仮にそうした事案が生じた場合は、道としては、契約解除等の必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

### ○淵上綾子委員

法律の遵守に関して答弁がありました。洗脳やマインドコントロールは、この網から外れると思います。この点について、認識を伺います。

### ○次長兼ケアラー支援担当局長

道といたしましては、そうしたマインドコントロール等による被害があってはならないことだと考えており、そのために法の趣旨に鑑み、禁止行為を行っていないことにも留意すべきである旨を計画に記載したところでございます。

まずは委託先等に対して、こうした不当な勧誘の防止について指導を徹底するとともに、仮にそうした事案が生じた場合は、契約の解除等の必要な措置を講じることとしてまいりたいと考えております。

### ○淵上綾子委員

洗脳やマインドコントロールは、禁止事項に入っているのでしょうか。

### ○次長兼ケアラー支援担当局長

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の内容についてのご質問かと思えます。こちらにつきましては、所管外でございますので、私が把握した限りでございますが、困惑等によって、そうした勧誘を受ける個人が、寄附をするか否かについて、適切な判断をすることが困難な状態に陥った、そういった状態によって寄附をする、そういったことは禁止行為に含まれていると考えております。

### ○淵上綾子委員

寄附のことではなく、洗脳とマインドコントロールは、禁止事項に入っているかについて、お聞かせ願いたかったのですが、このやりとりからも明らかだと思えますけれども、このままのケアラー支援推進計画では、あまりにも無防備ですので、何らかの対策を講じることを求め、質問を終わります。